

都市計画大慈寺地区地区計画を次のように変更する。

名 称	大慈寺地区地区計画
位 置	盛岡市南大通二丁目，南大通三丁目，大慈寺町，鉾屋町，神子田町及び茶畑二丁目の各地内
面 積	約36.8ha
地区計画の目標	<p>本地区は，旧街道に沿って盛岡町家，酒蔵，寺院群など歴史的建造物を多数有し，城下町の風情を感じるまちなみを残すとともに，清水や石垣などの歴史を感じさせる施設が地域の生活の中に息づいている地区である。</p> <p>この地区において都市計画法に基づく地区計画を決定し，市民共有の財産である歴史的景観の保全と形成のため，建築物の用途の制限や公共施設の整備と，地域の資源の活用による面的なまちづくりを行い，別に定める景観地区とともに，盛岡ならではの魅力ある地区を形成し，交流の創出と地域の活性化を図る。</p>
区域の整備	<p>本地区は，旧街道沿いに町家などの歴史的建造物が残る町家ゾーン，その周辺の住宅地である居住ゾーン，市民に親しまれている朝市や観光客が多く訪れる酒蔵，スーパーマーケットが立地している賑わいゾーンと寺院などからなる環境保護ゾーンに区分される。</p> <p>これら4つのゾーンの特徴を活かし，調和させながら，城下町の風情を感じるまちなみを形成するため風俗・遊戯施設の立地を規制し，歴史的な景観の形成と生活環境の保全を図る。</p>
公共施設等の整備の方針 開発及び保全の方針	<p>当該地区の道路は，盛岡町家や酒蔵，寺院などの歴史的建造物が接して建設されているほか，地域の生活や交流の場となっている清水などもあることから，幅員や位置は現状を維持しながら，公共施設としての機能を活かし，歴史的景観と調和した整備を行うことにより，地区の魅力を高め，交流の創出と地域の活性化を図る。</p> <p>歴史的景観や城下町の風情が色濃く残る旧街道については，歴史的景観等と調和するよう周辺の景観に配慮した舗装などを行うとともに，生活道路としての交通機能を維持しながら観光客など歩行者がまち歩きを楽しめる安全な歩行空間となるよう整備を図ることとする。</p> <p>特にも多くの町家などが連担している市道南大通二丁目南大橋線は，景観上も重要な路線であることから，電線類について無電柱化などにより歴史的景観に配慮した整備を図る。</p> <p>旧街道や歴史的建造物，賑わいや交流の場となる施設を結ぶ道路は，歩行のネットワークを形成する道路として位置付け，安全面に配慮した整備を行い，観光客の誘導などにより地区の回遊性の向上を図る。</p> <p>既存の清水は，地域住民による施設の保全と管理が行われ，市民の日常的な憩いの場となっている。これを観光客などとの交流の場とし，歴史的景観や地域の暮らしびりと調和した施設として，市民協働による活用を図る。</p>
建築物等の整備の方針	歴史的景観の保全と形成と，それに合わせた良好な環境の維持，形成が図られるよう，各ゾーンごとの土地利用の方針に基づき建築物等の用途を制限するとともに，別に定める景観地区の建築物の景観形成基準に基づき建築物の形態意匠を制限する。

地区 整備 計画	地区施設の配置 及び規模		道路A-1 幅員約5.5m～約11.6m 延長約240m	
			道路A-2 幅員約5.4m～約6.0m 延長約251m	
			道路B-1 幅員約2.8m～約9.1m 延長約380m	
			道路B-2 幅員約5.8m～約6.3m 延長約76m	
			道路B-3 幅員約8.8m～約13.4m 延長約93m	
			道路B-4 幅員約3.3m～約4.9m 延長約277m	
			道路B-5 幅員約6.0m～約7.8m 延長約211m	
			道路B-6 幅員約2.5m～約7.2m 延長約205m	
建築物等 に関する 事項	地区 の区 分	地区の 名称	町家ゾーン	居住ゾーン
		地区の 面積	約 8.2ha	約 17.8ha
	建築物等の用 途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び 第3号に掲げる建築物 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律第2条第1項に定める「風俗 営業」の用途に供する建築物	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第二（り）項に掲げる建 築物 ② 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び 第3号に掲げる建築物 ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律第2条第1項に定める「風俗 営業」の用途に供する建築物	
	壁面の位置の 制限	壁面の位置については、別に定める景観地区の規定に即すること。		
	建築物等の高 さの最高限度	建築物等の高さの最高限度については、別に定める景観地区の規定に即すること。		
	建築物等の形 態又は意匠の 制限	建築物（建築設備を含む）の形態又は意匠については、別に定める景観地区の規定に即すること。また屋外広告物の色彩、形態等の意匠は、別に定める屋外広告物条例に即したものとすること。		
	かき又はさく の構造の制限	塀、かき又はさくを設ける場合は、次に掲げ るもの又はこれらを併設するものとする。 ① 生垣、石積み、石垣、竹垣、鉄柵、板塀、 土塀で和風を基調としたもの ② 地盤面からの高さが0.6m以下のコンク リート製の塀又は基礎 ③ 全体の高さが1.8m以下の透視可能で、 格子等の和風を基調とした柵	塀、かき又はさくを設ける場合は、次に掲げ るもの又はこれらを併設するものとする。 ① 生垣、石積み、石垣、竹垣、鉄柵、板塀、 土塀又はコンクリート塀 ② 地盤面からの高さが0.6m以下のコンク リート製の塀又は基礎 ③ 全体の高さが1.8m以下の透視可能な柵	

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	環境保護ゾーン	賑わいゾーン
		地区の面積	約 6.2ha	約 4.6ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第二(り)項に掲げる建築物 ② 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物 ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物		
	壁面の位置の制限	壁面の位置については、別に定める景観地区の規定に即すること。		
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度については、別に定める景観地区の規定に即すること。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態又は意匠については、別に定める景観地区の規定に即すること。また屋外広告物の色彩、形態等の意匠は、別に定める屋外広告物条例に即したものとすること。		
	かき又はさくの構造の制限	塀、かき又はさくを設ける場合は、次に掲げるもの又はこれらを併設するものとする。 ① 生垣、石積み、石垣、竹垣、鉄柵、板塀、土塀又はコンクリート塀 ② 地盤面からの高さが0.6m以下のコンクリート製の塀又は基礎 ③ 全体の高さが1.8m以下の透視可能な柵		
備考	地区施設道路における現況幅員が4m未満の区間については、建築基準法第42条第2項の適用を受けるものである。			

「区域は計画図表示のとおり」